

会員の個人情報照会に関する取扱指針

会員の個人情報に関して照会があった場合は、下記の方針に沿って対応する。

記

1. 本人からの照会
2. 官公庁・裁判所からの公文書による、法令上の根拠を示した照会
3. 警察・検察・弁護士会からの法令に基づく照会
4. 国の機関（独立行政法人を含む）等からの照会
5. 家族・近親者からの照会
6. 会員名簿閲覧を希望した者からの照会（法人の情報開示の原則による）

付記)

- ①1、電話照会の場合は、会員番号または生年月日等の確認を要する
- ②3、4、5、書面による照会に限る
- ③6、本会所定の受付用紙と閲覧者を証明する書類の提示を要する

II.照会に応じない場合

1. 家族・近親者以外で、本人の関係者と称する者からの照会
2. 企業等からの照会
3. 取引相手等、私的な利害関係者からの照会
4. 興信所からの照会
5. 報道機関からの照会

III.照会に関する回答内容

1. 在会の有無、会員番号、入会年月日
2. ID、パスワード
3. 自宅住所
4. 勤務先
5. 電話番号
6. 会費などの入金状況
7. 雑誌等の送付状況
8. 本会での役職歴等

付記) 判断に迷う内容については、事務局長の指示を仰ぐ。上記指針は、必要に応じて随時見直しを行なう。